

## 2 1 欠格要件に係る提出書類 ー法第 8 条ー

法人の場合は役員及び令第 3 条に規定する使用人（従たる営業所の支店長、営業所長等）の全員について、個人の場合は本人及び支配人（支配人登記をしている者に限る。）の全員について、次の（1）又は（2）のいずれかの組合せで資料の提出が必要です。

※ ただし、相談役、顧問、株主等及び名称役職を問わず取締役と同等以上の支配力を有する者は添付不要です。

### （1）**身分証明書**と**登記されていないことの証明書**の組合せで証明する場合

#### ①身分証明書

成年被後見人又は被保佐人に該当しない旨及び破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の本籍地所管の市町村の長の証明書

#### ②登記されていないことの証明書

法務局が発行する成年被後見人又は被保佐人の登記がされていないことの証明書

### （2）**身分証明書**と**医師の診断書**の組合せで証明する場合

#### ①身分証明書

破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の本籍地所管の市町村の長の証明書

#### ②医師の診断書

契約の締結及びその履行に当たり必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができる能力を有する旨とその根拠が記載されたもの

- ・ 申請日から起算して前 3 か月以内発行の原本を提出してください。（ただし、就任日より前に発行されたものは不可）
- ・ 身分証明書、登記されていないことの証明書又は医師の診断書は、それぞれの者について必要です。
- ・ 外国籍の者は、身分証明書は不要です。また、外国籍の者のうち国外に居住している者に限り、次の事項を公証人、公的機関（外国政府機関）等が証明した書面を、登記されていないことの証明書に代えることができます。
  - 成年被後見人及び被保佐人に該当しないこと（成年被後見人及び被保佐人として登記されていないこと）
  - 又は
  - 行為能力の制限を受けている者でないこと

- 書類の請求方法については、それぞれ各市町村（身分証明書）、法務局（登記されていないことの証明書）、医療機関（医師の診断書）にお問い合わせください。

〈証明書の発行場所〉

ア 身分証明書

本籍地を所管する市町村の戸籍担当課

イ 登記されていないことの証明書

窓口で請求する場合

東京法務局民事行政部後見登録課

東京都千代田区九段南 1-1-15 九段第 2 合同庁舎

電話 03-5213-1234

横浜地方法務局戸籍課（本局以外の出張所、支局では発行していません。）

横浜市中区北仲通 5-57 横浜第 2 合同庁舎

電話 045-641-7461

郵送で請求する場合

東京法務局民事行政部後見登録課

東京都千代田区九段南 1-1-15 九段第 2 合同庁舎

電話 03-5213-1234

- 医師の診断書については、原則、参考様式（p112-2）の書式（項目）で作成してください。（参考様式以外の書式（項目）で、必要事項が確認できない場合、追加で確認資料をお願いすることがあります。）
- 役員等に未成年者がいる場合は、法定代理人についても、許可申請者の調書（様式第十二号）、身分証明書、登記されていないことの証明書又は医師の診断書が必要です。また、法定代理人が確認できる資料（戸籍謄本など）も併せて提出してください。なお、役員以外（株主等、顧問、相談役等）の法定代理人については、身分証明書、登記されていないことの証明書又は医師の診断書は不要です。

（注意）

登記されていないことの証明書については、生年月日の記入誤りが見受けられます。その場合は取り直していただくこととなりますので、ご注意ください。また、氏名の表記は、身分証明書の記載に合わせてください。